

令和3年度地域包括支援センター機能強化実施予定内容について

高齢化の進展に伴い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが身近な生活圏域内で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の中核となる地域包括支援センターの役割がさらに重要となることから、令和2年度から、地域包括支援センターの機能強化を行っています。

1. 令和2年度 機能強化実施内容

「独居高齢者人口」「高齢者のみ世帯」「小学校区数」が多く、特に業務の負荷が多いと考えられる2圏域において、人員体制の強化と相談窓口の増設を先行実施。

- ①地域包括支援センターの人員体制の強化（4名→5名） 西第2
- ②相談窓口の増設（ブランチの設置） 東第1

2. 令和3年度 機能強化実施予定内容

令和2年度の先行実施の検証の結果、新たに4センターと令和2年度に増設した相談窓口1か所において、人員体制を強化。

①地域包括支援センターの人員体制の強化（令和3年8月から）

相談対応や地域活動支援の機能向上を図るため、高齢者人口又は独居高齢者が特に多い4圏域で地域包括支援センターの職員体制を1名増員。

（対象圏域） 堺第1、中第3、東第2、南第2

②相談窓口の強化（令和3年4月から）

地域包括支援センターの相談体制を補完するため、令和2年度に東第1圏域に増設した相談窓口（ブランチ）について、身近な場所で相談を受け、支援につなぐ機能を強化するため、3職種のいずれかの資格を有する専従の常勤職員1名を配置し、東第1包括のサブセンターとする。

3 今後の地域包括支援センター機能強化の方向性について

R4以降の機能強化については、高齢者人口又は独居高齢者の多い圏域を優先的に、各圏域の実態に応じ、人員増、窓口増（ブランチ、サブセンター）の手法を選択し、機能強化の検討を行う。